



目 次	ページ
規 則	
◎児童福祉法第56条第2項の規定による費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則	1
告 示	
○公共測量の実施の通知 (5件) (用地対策課)	1
○公共測量の終了の通知 (4件) (")	1
公 告	
○工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習の実施 (消防政策課)	2
○土地改良区の定款変更の認可 (農業基盤課)	2
高知県選挙管理委員会告示	
◎条例の制定又は改廃の請求及び県の事務の執行に関し、監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数 (12・5 掲示)	2
◎高知県議会の解散の請求及び知事等の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の必要な数 (")	2
◎高知県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数 (")	2
落札公告	
○落札者等の公告 (教育委員会事務局生涯学習課)	2
正 誤	
◎正誤 (平30・10・19付け 教育長訓令)	4
----- 規 則 -----	
児童福祉法第56条第2項の規定による費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和5年12月15日 高知県知事 濱田 省司	
高知県規則第123号 児童福祉法第56条第2項の規定による費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則 児童福祉法第56条第2項の規定による費用の徴収に関する規則(昭和43年高知県規則第38号)の一部を次のように改正する。	

別表第2備考9の(2)中「408,000円以上」を「488,000円以上」に改める。

附 則
この規則は、公布の日から施行し、改正後の児童福祉法第56条第2項の規定による費用の徴収に関する規則の規定は、令和5年4月1日から適用する。

告 示

高知県告示第800号
高知県土木部中央東土木事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和5年11月20日に受けたので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。
令和5年12月15日
高知県知事 濱田 省司

- 作業種類
公共測量(路線測量)
- 作業期間
令和5年11月24日から令和6年2月29日まで
- 作業地域
香南市夜須町手結山

高知県告示第801号
高知県農業振興部幡多農業振興センター所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和5年11月27日に受けたので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。
令和5年12月15日
高知県知事 濱田 省司

- 作業種類
公共測量(基準点測量、現地測量)
- 作業期間
令和5年11月28日から令和6年2月15日まで
- 作業地域
四万十市竹島地内

高知県告示第802号
高知県農業振興部幡多農業振興センター所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和5年11月30日に受けたので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。
令和5年12月15日
高知県知事 濱田 省司

- 作業種類
公共測量(基準点測量、現地測量)
- 作業期間

令和5年12月1日から令和6年1月31日まで
3 作業地域
土佐清水市三崎
高知県告示第803号
高知県土木部高知土木事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和5年12月1日に受けたので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。
令和5年12月15日
高知県知事 濱田 省司

- 作業種類
公共測量(基準点測量)
- 作業期間
令和5年11月30日から令和6年3月31日まで
- 作業地域
高知市介良乙地区

高知県告示第804号
高知県農業振興部幡多農業振興センター所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和5年12月1日に受けたので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。
令和5年12月15日
高知県知事 濱田 省司

- 作業種類
公共測量(基準点測量、現地測量)
- 作業期間
令和5年12月5日から令和6年2月12日まで
- 作業地域
土佐清水市布

高知県告示第805号
国土交通省四国地方整備局土佐国道事務所長から令和5年2月高知県告示第45号(公共測量の実施の通知)で告示した公共測量が令和5年9月29日に終わった旨の通知があったので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。
令和5年12月15日
高知県知事 濱田 省司

高知県告示第806号
国土交通省四国地方整備局土佐国道事務所長から令和5年2月高知県告示第46号(公共測量の実施の通知)で告示した公共測量が令和5年9月29日に終わった旨の通知があったので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。
令和5年12月15日
高知県知事 濱田 省司

高知県告示第807号

国土交通省四国地方整備局土佐国道事務所長から令和5年2月高知県告示第47号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和5年10月31日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和5年12月15日

高知県知事 濱田 省司

高知県告示第808号

高知県土木部須崎土木事務所四万十町事務所長から令和5年10月高知県告示第659号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和5年11月22日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和5年12月15日

高知県知事 濱田 省司

公 告

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の10の規定により、工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習（以下「講習」という。）を次のとおり行う。

令和5年12月15日

高知県知事 濱田 省司

1 講習の実施日時、実施場所及び区分

講習の実施日及び実施場所	講習の区分	講習の実施時間
令和6年1月30日（火） 高知県立人権啓発センター	警報設備	午前9時から午後5時まで
令和6年1月31日（水） 〃	消火設備	〃
令和6年2月1日（木） 〃	避難設備・消火器	〃

2 講習の受講の申請手続

(1) 受講申請書の配布

受講申請書は、高知県危険物安全協会、高知県危機管理部消防政策課及び県内各消防本部（消防署）で配布する。

(2) 受講申請書の提出先

郵便番号780-8570

高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県危機管理部消防政策課内

高知県危険物安全協会

(3) 受講申請書の受付期間

受講申請書は、令和6年1月5日（金）から同月16日（火）まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）の間に受け付ける。

(4) 講習の受講手数料

受講手数料として、7,000円の額に相当する高知県収入証紙を受講申請書に貼り付けて納入すること。

3 講習に関する問い合わせ先

高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県危機管理部消防政策課内

高知県危険物安全協会（電話番号088-823-9099）

~~~~~  
土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、香宗川左岸土地改良区の定款の変更を令和5年11月28日に認可した。

なお、この認可については、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となる。）当該認可の取消しの訴えを提起することができる。

令和5年12月15日

高知県知事 濱田 省司

-----  
選挙管理委員会告示  
-----

高知県選挙管理委員会告示第144号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定に基づく高知県の条例の制定又は改廃の請求及び同法第75条第1項の規定に基づく監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、11,671人である。

令和5年12月5日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

高知県選挙管理委員会告示第145号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項の規定に基づく高知県議会の解散の請求、同法第81条第1項の規定に基づく高知県知事の解職の請求及び同法第86条第1項の規定に基づく高知県の副知事、選挙管理委員、監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定に基づく高知県教育委員会の教育長又は委員の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の総数のうち、40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、163,922人である。

令和5年12月5日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

高知県選挙管理委員会告示第146号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定に基づく高知県議会の議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和5年12月5日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

|                         |         |
|-------------------------|---------|
| 高知市選挙区                  | 90,168人 |
| 室戸市・東洋町選挙区              | 4,230人  |
| 安芸市・芸西村選挙区              | 5,717人  |
| 南国市選挙区                  | 12,951人 |
| 土佐市選挙区                  | 7,364人  |
| 須崎市選挙区                  | 5,673人  |
| 宿毛市・大月町・三原村選挙区          | 7,279人  |
| 土佐清水市選挙区                | 3,644人  |
| 四万十市選挙区                 | 9,212人  |
| 香南市選挙区                  | 9,232人  |
| 香美市選挙区                  | 7,194人  |
| 奈半利町・田野町・安田町・北川村・馬路村選挙区 | 2,906人  |
| 長岡郡・土佐郡選挙区              | 3,043人  |
| 吾川郡選挙区                  | 7,662人  |
| 中土佐町・禰原町・津野町・四万十町選挙区    | 8,841人  |
| 佐川町・越知町・日高村選挙区          | 6,399人  |
| 黒潮町選挙区                  | 3,000人  |

-----  
落 札 公 告  
-----

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

令和5年12月15日

高知県教育長 長岡 幹泰

- 落札に係る借入物品の名称及び数量  
ICタグハンディリーダ 一式
- 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地  
高知県立図書館 高知市追手筋二丁目1番1号 オーテピア 高知図書館4階
- 落札者を決定した日  
令和5年10月31日
- 落札者の氏名及び住所  
株式会社高知電子計算センター 高知市本町四丁目1番16号
- 落札金額

月額 1,254,000円

- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 政令第6条の公告をした日  
令和5年9月19日

-----  
正 誤  
-----

| 公報日付      | 公報番号 | 種類             | ページ | 欄<br>(行) | 正                  | 誤                 |
|-----------|------|----------------|-----|----------|--------------------|-------------------|
| 平30・10・19 | 号外41 | ◎教<br>育長<br>訓令 | 13  | 中<br>(6) | 「 <u>入学手数料等の</u> 」 | 「 <u>入学手数料の</u> 」 |